

令和3(2021)年度 前期(1・2クォーター) スタディアブロード奨学金(在籍延長支援枠)の申請方法について

1 申請資格

金沢大学(以下「本学」という。)の学域及び大学院に在学する正規生で、平成25年2月1日以降に留学許可を得て海外留学することによって、標準修業年限を超えて在籍する必要が生じた者。

2 支給金額

標準修業年限を超えた年における在籍期間のうち、留学許可を得て海外留学した期間に応じて、クォーター毎に12万5千円(半期毎に25万円)を支給します。ただし、支給対象期間は、留学許可を得た期間を限度とします。

3 提出書類

- (1) スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠申請書(別紙様式1)(原本)
- (2) スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠請求書(別紙様式2)(直筆原本)
※請求するクォーターまたは学期毎にそれぞれ1枚ずつ提出。
※2021年度後期(第3Q・第4Q)分も請求する場合は、今回まとめて提出してください。
- (3) 本学が定める預金口座振込依頼書(学生本人名義の口座)(直筆原本)
※キャッシュカードまたは通帳見開き1ページ目のコピー(文字や数字がはっきりと確認できるもの)を裏面にのりで貼り付けること。
※金沢大学で登録できる振込口座は1人につき1口座であるため、過去にチューター等、金沢大学から謝金の振込みなどがあった学生については、振込口座の情報を変更する必要がない限り提出は不要です。金沢大学に振り込み口座が登録されているかわからない学生は、提出してください。(Teaching Assistant:TA や Research Assistant:RA 等とされている学生は、口座の登録システムが違う場合もあるので、念のため提出してください。)

4 提出期限・提出先

提出期限：令和3年5月7日(金)

提出先：角間キャンパスの学生 → 国際部留学企画課留学推進係

宝町・鶴間キャンパスの学生 → 所属学域・研究科の学務担当係

原則として、標準修業年限を超えた年の4月に申請してください。標準修業年限を超えた年の4月に留学している場合は、その年の10月に申請してください。

5 支給方法

授業料の納入を確認後、提出された請求書に基づき、本人名義の金融機関預金口座に振り込みます。

留年期間中に授業料免除を申請している学生は、その結果を受けて支給額を決定・振込を行いますので、振込が遅れるまたは振込まれない可能性があります。免除申請の結果を確認後、支給額を連絡します。

(授業料免除適用時の支給額：全額免除→本奨学金対象外、半額免除→本奨学金半額支給)

***この奨学金制度は、学費免除と異なりますのでご注意ください。**

6 その他

- (1) 以下項目のいずれかに該当する者は、選考の対象となりません。
 - ・ 選考時において既に退学届を提出しており、退学する意思があることが明らかな者
 - ・ 試験等における不正行為や刑事事件等による懲戒処分を受けた者
- (2) 受給者が、受給対象となった当該年度の末日までに試験等における不正行為や刑事事件等による懲戒処分を受けた場合、国際担当副学長は、当該年度のスタディアブロード奨学金在籍延長支援枠の採用の決定を取り消します。
- (3) (2)により、スタディアブロード奨学金在籍延長支援枠の採用決定を取り消された者は、給付された奨学金の全額を速やかに返金しなければなりません。

【問合せ先】

国際部留学企画課留学推進係

TEL:076-264-6195 FAX:076-234-4043

E-mail:studyabroad@adm.kanazawa-u.ac.jp

スタディアブロード奨学金（在籍延長支援枠）よくある質問（FAQ）

Q1. 留学許可とは？

A1：外国の大学等で学修するため、学長の許可を得て留学することです。留学許可を得ると、留学期間中も金沢大学に授業料を納めることになります。留学期間が修業年限に含まれます。**派遣留学生は留学前に必ず「留学届」を提出してください。また、留学期間は留学先大学の学年暦と金沢大学の学年暦に基づいて算出されます。**

Q2. 標準修業年限とは？

A2：学域生は、学則 38 条、大学院生は大学院学則第 6 条を参照してください。

Q3. 選考はありますか？

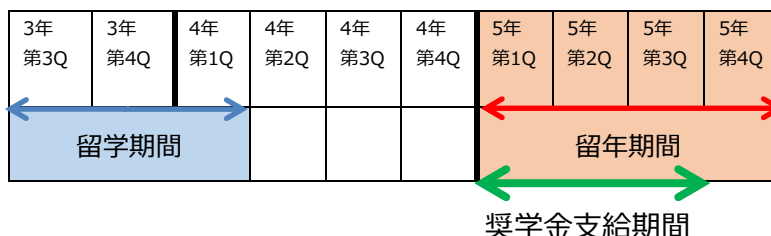
A3：提出書類を確認の上、受給資格を満たす申請者に支給します。

Q4. 奨学金の給付対象者は、「留学許可を得て海外留学することによって、標準修業年限を超えて在籍する必要が生じたものとする。」とあるが、具体的な例を教えてください。

A4：本奨学金は、標準修業年限を超えた年における在籍期間のうち、留学許可を得て海外留学した期間に応じて、留学許可を得た期間を限度として給付されます。**ただし、申請年度の授業料が納付されないと本奨学金は給付されませんので注意してください**

ケース 1. 標準修業年限内に留学を開始する場合。

例) 3年の第3Qから4年の第1Qまで3クォーター留学し、1年留年する場合。
⇒奨学金給付額は3クォーター分。



具体例1) 留学期間が2021年8月16日～2022年5月20日の場合

➡ 最大給付額：3クォーター分（長期休業期間を除く）

2021年度		2022年度	
第3Q	第4Q	第1Q	第2Q
← 留学期間 →			金沢大学で授業履修可能

具体例2) 留学期間が2021年9月17日～2022年7月19日の場合

➡ 最大給付額：4クォーター分（長期休業期間を除く）

2021年度		2022年度	
第3Q	第4Q	第1Q	第2Q
← 留学期間 →			

ケース2. 留学中に標準修業年限を超える場合

例) 4年の第3Qから5年の第2Qまで4クォーター留学する場合。
 ⇒奨学金給付額は、4クォーター分。



留年期間



奨学金支給期間(※)

※5年第3・第4Qに4クォーター分を支給

ケース3. 標準修業年限を超えて、留学を開始する場合。

例) 5年の第3Qから、6年の第2Qまで4クォーター留学する場合（医学類・薬学類除く）。

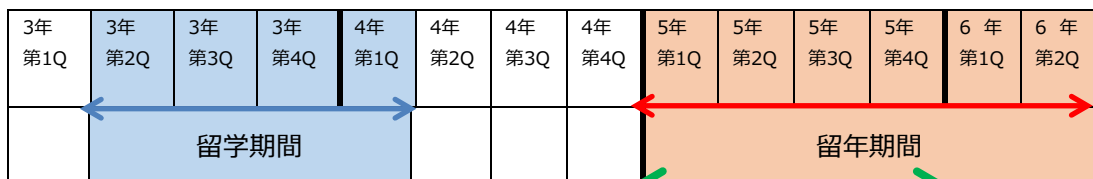
⇒留学開始時から留年しているものについては、本奨学金対象外。標準修業年限内に開始した留学を対象とする。



留年期間

Q5. 金沢大学在学中に1年間留学し、1年半留年した場合、受給できる奨学金は、最大6クォーター分となるか。

A5: 本奨学金の支給金額は、留学許可を得た期間が限度となります。以下の例の場合、留学許可を得た期間は、4クォーター分のため、支給できる奨学金は最大4クォーター分となります。



奨学金支給期間

Q6. 金沢大学の授業料免除を受けているが、本奨学金を受給することは可能か。

A6: 標準修業年限内に経済的理由により授業料免除を受けた場合は、本奨学金を受給することは可能です。留年期間中に授業料免除を受けた場合については、授業料免除の額が全額の場合は、受給対象外となります。半額免除の場合は本奨学金の給付額の半額を支給します。